

第8章 関連法規および申請手続（届出）の概要

ネオンサインおよび広告塔、およびこれに類する工作物（以下看板）の施工は、その施工方法が不良であると火災・感電・落下などの原因となり、また都市の美観や交通の障害となることが考えられるので、各種の法令による規制の対象となっている。

この章では、ネオンサインおよび看板施工に関する法令の概要と、施工に際して必要とされる関連手続（届出）の具体的手順を述べる。なお、関連法規の条文は資料編に記載する。

8・1 電気に関する法律

ネオン放電灯は、その主要部分が電気工作物であるので、電気工作物の保安に関する法令で規制されている。

8・1・1 電気事業法（資料編B・6参照）

この法律の目的は、「電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって電気の使用者の利益を保護し、電気事業の健全な発達を図るとともに電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって公共の安全を確保し、環境の保全を図ることである。」ことである。

電気工作物とは、「発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物（船舶・車輌また航空機に設置されるもの、その他の政令で定めるものを除く）」とされ、事業用電気工作物は、電気事業の用に供する電気工作物と自家用電気工作物に分類されている。

前述7・1の一般用電気工作物と自家用電気工作物の区分けもこの法律によっている。ネオンサインを設けることにより受電容量が大きくなり、一般用電気工作物から自家用工作物となる場合もあり、この場合は法令上の手続をしなければならない。

8・1・2 電気工事士法（資料編B・3参照）

この法律は、「電気工事の作業に従事する者の資格及び義務を定めることによって、電気工事の欠陥による災害の発生の防止に寄与することである。」ことである。

電気工事士は、自家用電気工作物に係わる電気工事に従事する第一種電気工事士、一般用電気工作物に係わる第二種電気工事士、特殊電気工事（自家用電気工作物に係わる電気工事のうち通商産業省令で定める特殊なもの）に係わる電気工事に従事する特種電気工事資格者、

600V 以下で使用する自家用電気工作物に係わる電気工事（簡易電気工事）に従事する認定電気工事従事者に分かれる（第7章7・4参照）。

8・1・3 電気用品安全法（旧称：電気用品取締法）（資料編B・4参照）

この法律は、「電気用品の製造、販売等を規制することにより、粗悪な電気用品による危険及び障害の発生を防止する」ものである。電気用品とは、「構造又は使用方法その他の使用状況からみて特に、危険又は障害の発生するおそれが多い電気用品」であって、政令で定めるところの甲種電気用品（特定電気用品）である。

ネオン放電灯工事に使用する材料としては、ネオン変圧器までの一次側の一般配線工事の電線や金属管その他の配線材料、および配線器具のすべてが対象となる。特有のものとしてはネオン電線、ネオン変圧器が対象であり、いずれも特定電気用品として規制されている。

8・1・4 電気工事業の業務の適正化に関する法律

この法律は、「電気工事業を営む者の登録及びその業務の規制を行うことにより、その業務の適正な実施を確保し、もって一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保全の確保に資する」ことを目的として制定されたものである。

この法律でいう電気工事業とは、「一般用電気工作物または自家用電気工作物を設置し、又は変更する工事」をいうのであり、この電気工作物を業として営利の目的をもって反復、継続して行う事業者を電気工事業者という。

電気工事業者は、一般用電気工事と自家用電気工事の両方を行うことのできる登録電気工事者と、自家用電気工事のみを行うことのできる通知電気工事者に分かれる。ネオンサインには一般用電気工作物の場合もあるので、この法令による登録（建設業法による登録を受けているものは届け出）が必要である。

この法令の施行により、電気工事を行う営業所には、電気工事士の免状を受けてから3年以上の実務経験のある主任電気工事士を1名以上置かなければならないことになっている（第19条）。

さらに、自家用電気工事は第1種電気工事士に、一般用電気工事は第1種電気工事士又は第2種電気工事士に、特殊電気工事は特殊電気工事者にのみ施工させうることを規定している（第21条）。

8・2 屋外広告物法

8・2・1 屋外広告物法（資料編 A・1 参照）

この法律は、「美観風致を維持し、および公衆に対する危害を防止するために屋外広告物の表示場所および方法、ならびに屋外広告物を掲出する物件の設置および維持について、必要な規制の基準を定める」ことを目的として制定されたものである。

この法律において屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して屋外で継続されるものであって看板、立看板、はり紙及びはり札並びに廣告塔、廣告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれに類するもの」とされており、当然、ネオン放電灯を使用した各種看板も該当するのでこの法律により規制を受けるが、実際にはこの基本法令に基づいてつくられた各都道府県、政令指定都市及び中核市、特別区の屋外広告物条例により規制を受けることになる。また、各自治体の景観条例の規制により事前の協議が必要になる場合がある。

屋外広告物の規制の方法としては、都市計画法により定められた住居専用地域、美観地区、風致地区又は伝統的建造物保存地区、文化財保護法により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、森林法により保安林として指定された森林のある地域、道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、美観風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの、公園、緑地、古墳又は墓地などに対する設置の規制があり、橋りょう街路樹及び路傍樹、銅像及び記念碑、その他当該都道府県が特に指定する物件に広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止、制限する規制がある。

また、美観風致を維持するために必要があると認めるときは、広告物およびこれを掲出する物件の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法について禁止または制限されることがある。

8・2・2 屋外広告物標準条例案（資料編 A・2 参照）

屋外広告物法の実施を行うために各地方自治体で屋外広告物条例を制定する際のガイドラインとして、建設省で作成した標準となる条例案である。

8・2・3 屋外広告物条例（地方自治体）

以上のような規制が基本となって、各都道府県および政令指定都市・中核市および特別区において屋外広告物条例が定められているので、屋外広告物を掲出、設置しようとする者は、どの地域が許可の地域とされているかを把握しておく必要があるとともに、各自治体の長へ届出（屋外広告物許可申請）をして許可を受ける必要がある。

8・3 一般関連法規

8・3・1 建築基準法（資料編 C・1 参照）

建築基準法は、「建造物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民

の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資する」ことを目的としたものである。

建築基準法第88条により、広告塔などの工作物に対しても規制を行っているので、この工作物に該当する広告塔など（ネオン放電灯を使用した広告塔なども含まれる）であれば、この法律の規制を受けることになる。工作物に該当するものとして、建築基準法施行令第138条第1項第3号により「高さが4mを超える広告塔、広告板その他これに類するもの」となっているので、4mを超えて看板を設置する場合は、各都道府県の建築主事に確認申請をして確認を受けなければならない。

このほか、建築基準法第66条により、「防火地域内にある看板、広告塔これに類する工作物で建築物の屋上に設けるもの、又は高さ3mを超えるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、また、覆わなければならない」となっている。また、第33条により、「高さ20mを超える建築物には、有効に避雷設備を設けなければならない」となっている。

8・3・2 消防法（資料編D・1参照）

この法律は、「火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減し、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資する」ために制定されたものである。この目的からもわかるように、火災の防止という見地から定められているので、電気工作物も当然対象となり、火災予防の観点から消防法に基づく関連法規でも規制が行われている。具体的な規制は各地方自治体の火災予防条例による取締りが行われるが、各地方自治体が条例をつくる基準として火災予防条例（例）が消防庁より出されている。

この火災予防条例（例）では、第14条にネオン管灯設備について次のような基準が記されている。

- ① 点滅装置は、低圧側の容易に点検できる位置に設けるとともに、不燃材料で作った覆いを設けること。ただし、無接点繼電器を使用するものにあってはこの限りではない。
- ② 変圧器を雨のかかる場所に設ける場合にあっては、屋外用のものを用い銅線引出部が下向きになるように設けること。ただし、雨水の浸透を防止するために有効な処置を講じたときには、この限りではない。
- ③ 支柱その他ネオン管灯に近接する取付材には、木材（難燃合板を除く）又は、合成樹脂（難燃性のものを除く）を用いないこと。
- ④ 壁等を貫通する部分のがい管は、壁等に固定すること。
- ⑤ 電源開閉器は、容易に操作しやすい位置に設けること。2.ネオン管灯設備の管理については、必要に応じ熟練者に設備の各部分の点検を行わせ、不良箇所を発見したときには、直ちに補修させるとともにその結果を記録しきつ保存すること。

このほか火災予防条例（例）では第44条に「設置容量2kVA以上のネオン管灯設備」の設置についての事前届け出が義務付けられており、さらに、地方自治体によつては、条例によって設備の使用前の消防署長による検査を定めている。

8・3・3 道路法および道路交通法

(1) 道 路 法 (資料編 D・2 参照)

この法律は、「道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もって交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進する」ことを目的としている。

同法第32条に、「広告塔などの工作物を道路に設置し、継続して道路を使用する場合は、道路管理者から道路占用許可を受けなければならない」ことが定められている。

(2) 道 路 交 通 法 (資料編 D・4 参照)

この法律は、「道路における危険を防止し、その他の交通安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資する」ことを目的にしたものである。

「広告板等を道路に突き出して設置する場合には、道路法第76条に信号機若しくは道路標識等又はこれに類似する工作物、物件をみだりに設置してはならず、また信号機若しくは道路標識等の効用を妨げるような工作物は、設置してはならない」と定められている。

ただし、道路交通法第77条により、「所轄警察署長に道路使用許可の届け出を提出して許可を受ければ、道路に広告板等これに類する工作物を設ける工事を行うことができる」。

このときの許可基準は次のとおりである。

- ① 交通妨害のおそれがないと認められたとき。
- ② 許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害のおそれが無くなると認められたとき。
- ③ 交通妨害のおそれはあるが、公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められたとき。

8・3・4 労働安全衛生法

この法律は、「労働基準法と相まって労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等、その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保すると共に、快適な職場環境の形成を促進すること」と定められている。事業者は、この法律で定める労働災害のため最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、職場における労働者の安全と健康を確保し、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにならなければならない。また、「労働者は労働災害を防止するための必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように勤めなければならない」とされている。

労働安全衛生法に基づく労働省令としての労働安全衛生規則の第2編第5章に「電気による危険の防止」という規定がある（詳細は、第5章5・3・1「労働安全衛生法」参照のこと）。

8・4 関連手続（届出）

8・4・1 工事施工に必要な諸手続

広告塔などの工作物の新規設置工事に当たっては、前項で説明した関連法規によって、表8・1のような諸手続が必要となる。

表8・1 必要関連手続

申請の種類	関連法令	申請先
(1) 工作物確認申請	建築基準法	各自治体建築指導課
(2) 屋外広告物許可申請	屋外広告物法	各自治体土木部管理課等
(3) 道路占用許可申請	道路法	各道路管理者
(4) 道路使用許可申請	道路交通法	所轄警察署
(5) 電気設備設置届	火災予防条例（例）	所轄消防署

（注）（1）および（5）は、継続申請では必要ない。

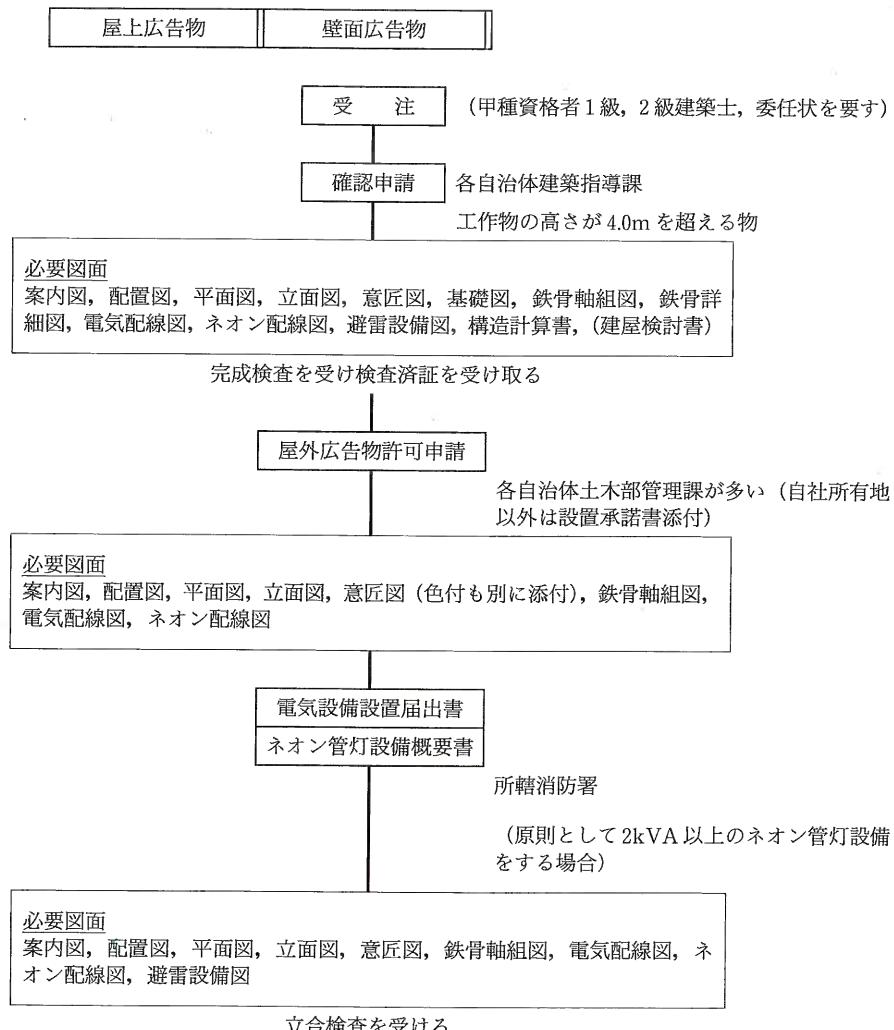


図8・1 屋上広告塔および壁面サイン（新規工事申請）

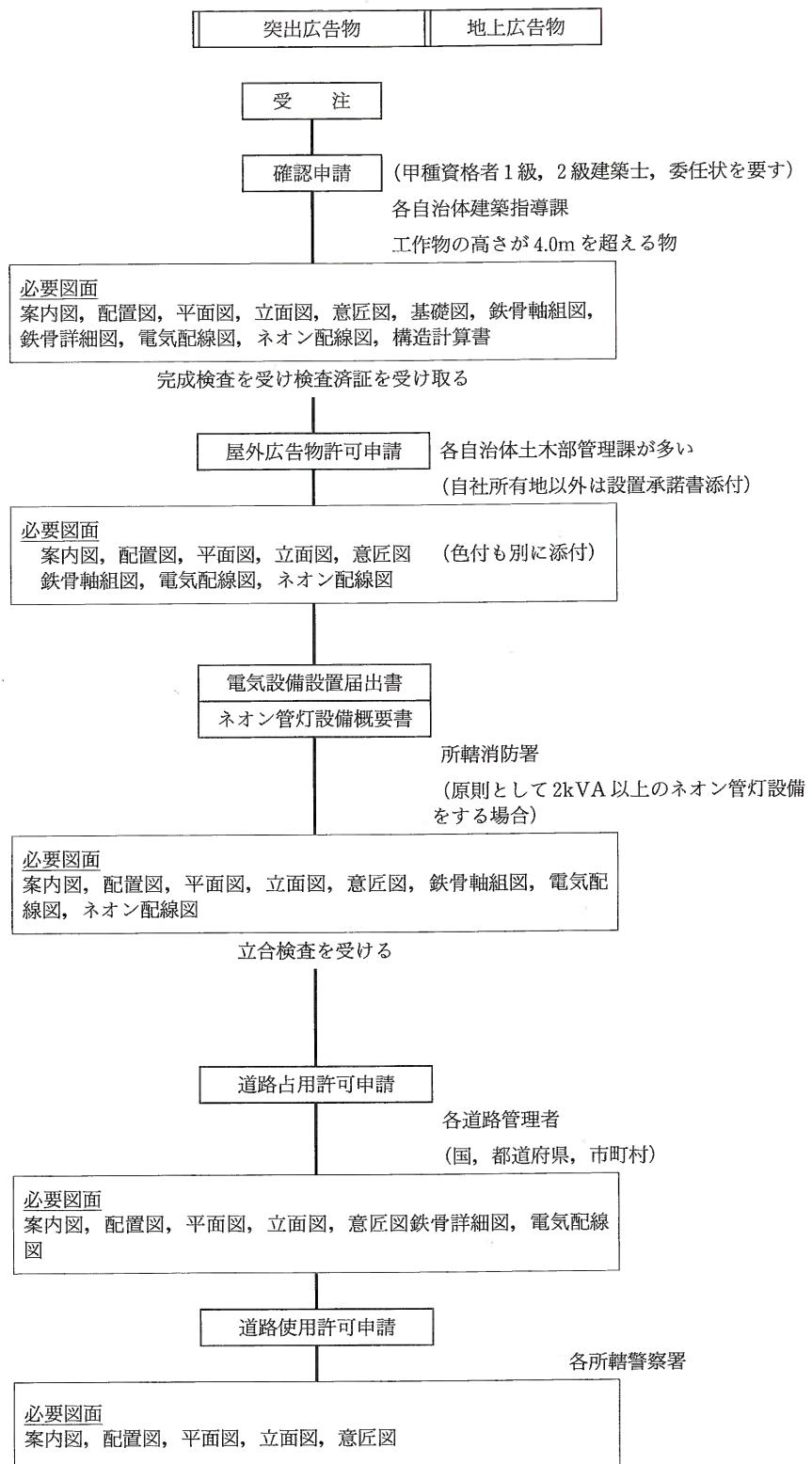


図8・2 自立看板および突き出し看板（新規工事申請）

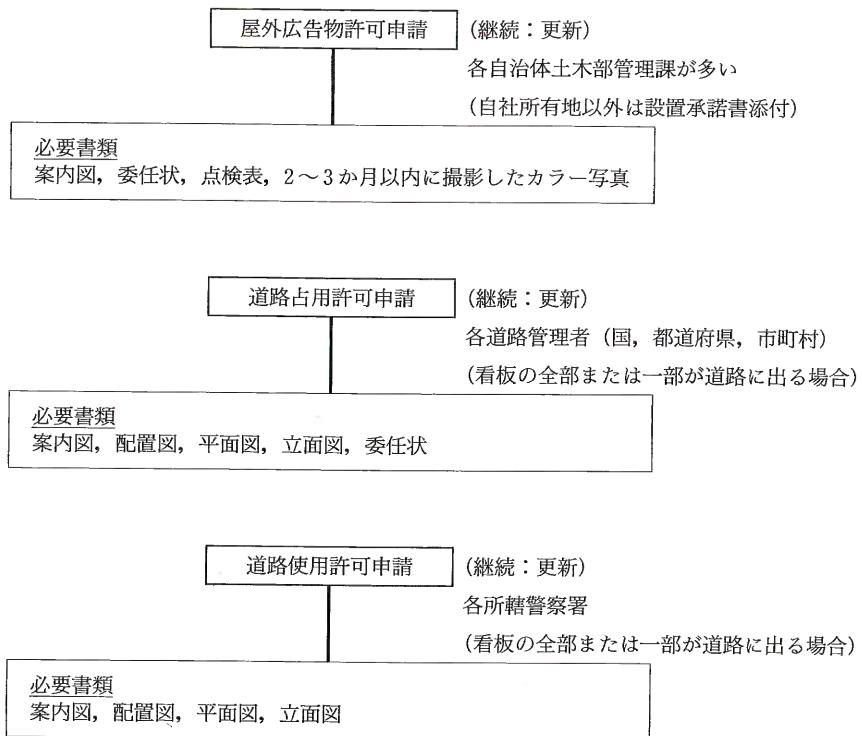


図8・3 継続申請

これらに必要とされる届出の手順を簡略に図8・1～図8・3に表す。

各自治体により、申請窓口、許可期間、添付書類などがかなり異なるので、事前に問い合わせて確認する必要がある。

8・4・2 事故報告

基本的に発生してはならないことであるが、万一事故が発生したときの報告について述べる。

(1) 警察署および消防署

火災・感電・落下などによる事故が発生したときは、当然のこととして警察署および消防署に即刻報告し、必要に応じて救急車・消防車・パトカーの派遣を要請する。

(2) 所轄の労働基準監督所長への報告

労働安全衛生規則の第1編第9章の第96条に、「事業者は、次の場合には遅滞なく様式第22号による報告書を所轄の労働基準監督所長に提出しなければならない」として、「事業場又はその附属建物内で火災又は爆発の事故、高速回転体（遠心機械等）の破裂の事故、建造物、附属建設物又は機械集材装置、煙突、高架そうの倒壊の事故、クレーン等の転倒、倒壊又はジブ、ブームの折損、ワイヤーロープ又は吊りチェーンの切断等」があり、同規則の第97条において、「事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建物内における負傷又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく様式第23号による報告書を労働基準監督所長に提出しなければならない」としている。

(3) 所轄の経済産業局長への報告

ネオン放電灯は電気工作物になるので、電気事業法第106条を根拠として制定された電気関係報告規則の中に、「自家用電気工作物について表8・2にあげる事故が発生したとき、及びその供給する電源を使用する一般用電気工作物について感電死事故又は電気火災事故が発生したとき、同表に従って報告しなければならない。この場合「速報」は、事故の発生日時及び場所、事故が発生した電気工作物、事故の概要及び原因、応急処置、復旧予定日について「電話」「電報」等の方法により行わなければならない。「詳報」は、「電気事故詳細届出」により報告書を提出しなければならない」とある。

表8・2 事故報告

事 故	報告の方式	報 告 期 限		報 告 先
		速 報	詳 報	
一 感電死傷事故				
二 電気火災事故				
三 電気工作物の欠陥、 損傷若しくは破壊又は電気工作物を操作 することにより人を 死傷させた事故又は 他の物を著しく損壊 させた事故（前二号 にあげるものを除く）	速報及び詳報	事故の発生を知っ た時から48時間以 内	事故の発生を知っ た時から起算して 30日以内	所轄通商産業局長
四 一般電気事業者の一 般電気事業の用に供 する電気工作物又は 特定電気事業者の特 定電気事業の用に供 する電気工作物と電 気的に接続されてい る電圧3,000V以上の 自家用電気工作物の 故障、損傷、破壊等 により一般電気事業 者又は特定電気事業 者に供給支障事故を 発生させた事故	速報及び詳報	事故が発生した時 から48時間以内	事故が発生した日 から起算して30日 以内	所轄通商産業局長

